

## 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）  
定款第8条第1項第2号に規定する賛助会員に関する事項は、本規程による。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、次の各号の一つに該当し、理事会で承認した者とする。

(1) 本協会の目的、事業に賛同する団体（山岳団体を除く）又は個人  
(会費の納入)

第3条 賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。

### (入会)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、原則として入会申請書を提出しなければならない。ただし、会長が特に必要ないと認めた場合は、省略することができる。

### (退会)

第5条 賛助会員が退会しようとするときは、退会届を本協会会長に提出しなければならない。

### (処遇)

第6条 本協会は、賛助会員のうち団体会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会機関誌『山協ニュース』を送付する
- (2) 毎年数回『山協ニュース』誌上において紹介する。

第7条 本協会は、賛助会員のうち個人会員について次の通り処遇する。

- (1) 本協会機関誌『山協ニュース』を発行し送付する
- (2) 入会した時に『山協ニュース』誌上に氏名を発表する

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### (改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

### 附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

### 附則

この規程は、令和元年6月5日から施行する。